

## クレーム延長について

クレーム延長に関しては、JU 関連協が令和 8 年 1 月 15 日に定めた関連協内クレーム延長規定に準ずるものとし、運用については以下の JU 長野クレーム延長細則に則り行われるものとなります。

### クレーム期間は 5 日間です。輸送状況によりが到着遅れる場合のみ延長申請が可能です

『最大延長は、開催日を含む 21 日間ですが、提出された申請書等により輸送状況等を勘案して延長の可否及び延長期間を決定・通知します。』  
輸送業者の中継の場合を除き、再輸送については延長対象外となります

申込は、JU 長野が定める専用申込書にて FAX (0263-58-5929) での受付となります。送信エラーによる不達を避けるため、FAX 送信後に到着確認のため事務局へ電話を入れてください。事務局にて FAX の確認が取れない場合には、申込受付となりません。(確認先 TEL：0263-58-3700)

申込期限は、開催日を含む 5 日間 17 時までです。以後の申込は理由の如何に関わらず無効です。

搬出期限内に、車両が会場より搬出されなかった場合には延長申請は無効となります。

本申込書と一緒に輸送業者(業務用ナンバーを取得した事業者に限る)の、証明書(輸送の日程等が記載された物)を添付してください。※証明書の添付がない場合には受付できません。

なお期間延長となった日よりも車両到着が早くなった場合には、到着翌日 17 時までがクレーム申告期限となります。

輸送先は、自社までを基本とします。他のオークション会場への輸送についても認めますが、到着に要する日数が自社への輸送と比べて、同等または短くなる場合に限ります。また、他のオークション会場へ輸送・出品後に自社等へ輸送する場合の再輸送、自社店舗間の再輸送については延長期間対象外です。

書類・装備などのクレームは延長対象外です。

海外への輸出目的のヤード等への輸送については、延長対象となりません。

申請に虚偽が発覚した場合には、延長を取り消します。また延長中に受付したクレーム申告も全て無効になります。なお虚偽の申告が発覚した場合、以後の延長申請を全てお断りいたします。

自社による、輸送は延長対象外です。

この延長は、通常 5 日間となっているクレーム期間を延長するためのものであり、その他の名変期限等を延長するものではありません。

延長期間中であっても、転売や名義変更によってクレーム受付対象外となる場合があります。

※本件はブロックとして中販連統一規約を補完するものであり、先ずは中販連規約を優先する。疑義のある場合は各会場の判断とする